

改訂日 2021年5月31日

安全データシート

1. 化学品等及び会社情報

化学品等の名称	マリノール 550cps
会社名	武藤化学株式会社
住所	東京都文京区本郷2-10-7
電話番号	03-3814-5511
ファックス番号	03-3815-4832
電子メールアドレス	mutopop@mutokagaku.com
緊急連絡電話番号	03-3814-5511
推奨用途及び使用上の制限	封入剤

2. 危険有害性の要約

GHS分類 分類実施日 H25.8.22、政府向けGHS分類ガイダンス(H25.7版)を使用

物理化学的危険性	GHS改訂4版を使用	
	引火性液体	区分3
	自然発火	区分外
健康に対する有害性	眼に対する重篤な損傷性又 は眼刺激性	区分2
	発がん性	区分外
	生殖毒性	区分2
	特定標的臓器毒性(単回ばく 露)	区分1(肝臓、中枢神経系、 呼吸器) 区分3(麻酔作用)
	特定標的臓器毒性(反復ばく 露)	区分1(呼吸器、神経系)
分類実施日	急性毒性:H22.2.19、政府向けGHS分類ガイダンス(H21.3 版)を使用	
	慢性毒性:H18.3.31、GHS分類マニュアル(H18.2.10)を使 用	
環境に対する有害性	水生環境有害性(急性)	区分2
	水生環境有害性(長期間)	分類できない

注) 上記のGHS分類で区分の記載がない危険有害性項目については、政府向けガイダンス文書で規定された「分類対象外」、「区分外」または「分類できない」に該当する。なお、健康有害性については後述の11項に、「分類対象外」、「区分外」または「分類できない」の記述がある。

GHSラベル要素 絵表示



注意喚起語

危険

危険有害性情報	引火性の液体及び蒸気 飲み込むと有害のおそれ 皮膚刺激 強い眼刺激 生殖機能または胎児への悪影響のおそれの疑い 眠気やめまいのおそれ 長期にわたる、または反復暴露により臓器の障害 飲み込んで気道に侵入すると生命に危険の恐れ 水生生物に毒性
注意書き 安全対策	使用前に取扱説明書を入手すること。 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。 -禁煙。 容器を密閉しておくこと。 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。 取扱後はよく手を洗うこと。 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。
応急措置	皮膚(又は髪)に付着した場合:直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水／シャワーで洗うこと。 吸入した場合:空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。 その後も洗浄を続けること。 ばく露又はばく露の懸念がある場合:医師の診断／手当を受けること。 気分が悪い時は医師に連絡すること。 気分が悪いときは、医師の診断／手当を受けること。 眼の刺激が続く場合:医師の診断／手当を受けること。 火災の場合:消火するために適切な消火剤を使用すること。 飲み込んだ場合:直ちに医師の診断・手当を受けること。 また、口をすすぐこと。無理に吐かせない。
保管	換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。 涼しいところに置くこと。
廃棄	内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に依頼して廃棄すること。
他の危険有害性	情報なし
3. 組成及び成分情報	
単一製品・混合物の区別	混合製品
化学名又は一般名	アクリルポリマー
濃度又は濃度範囲	45%
分子式(分子量)	55%
CAS番号	非公開
官報公示整理番号(化審法)	1330-20-7
官報公示整理番号(安衛法)	3-3、3-60

**分類に寄与する不純物及び
安定化添加物**

情報なし

4. 応急措置

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
気分が悪い時は医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合

直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと、取り除くこと。
皮膚を流水、シャワーで洗うこと。
眼の刺激が続く場合：医師の診断、手当てを受けること。

眼に入った場合

水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
医師に連絡すること。

飲み込んだ場合

口をすすぐこと。無理に吐かせない。嘔吐が自然起こった場合は気管に入らないように身体を傾ける。
医師に連絡すること。

**急性症状及び遅発性症状の最も重要な
徴候症状**

吸入：咳、頭痛、疲労感、し眠。
皮膚：皮膚の乾燥。
眼：発赤、痛み、灼熱感。
経口摂取：灼熱感、頭痛、錯乱、めまい、意識喪失。
最も重要な兆候及び症状：

**応急措置をする者の保護
医師に対する特別な注意事項**

救助者は、適切な保護具を着用して行う。
SDSを提示する等、情報を医師に提供する。

5. 火災時の措置

消火剤

性泡消火剤、粉末消火剤、炭酸ガス、乾燥砂類

使ってはならない消火剤

棒状放水

特有の危険有害性

燃焼した時に多量の黒煙を発生する。燃焼ガスは一酸化炭素を含む。

特有の消火方法

初期の火災には粉末、二酸化炭素、乾燥砂など用いる。
大規模火災には泡消火器で空気を遮断し、一気に消化する。
危険でなければ火災区域から容器を移動する。
容器が熱に晒されているときは、移さない。
安全に対処できるならば着火源を除去すること。

適切な空気呼吸器、防護服(耐熱性)を着用する。

消火を行う者の保護

6. 漏出時の措置

**人体に対する注意事項、保護具及び緊
急措置**

全ての着火源を取り除く。
直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。
関係者以外の立入りを禁止する。

密閉された場所に立入る前に換気する。

環境中に放出してはならない。

環境に対する注意事項

封じ込め及び浄化の方法及び機材	不活性材料(例えば、乾燥砂又は土等)で流出物を吸収して、化学品廃棄容器に入れる。 封じ込め及び浄化方法・機材:危険でなければ漏れを止める。 二次災害防止策:すべての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。
7. 取扱い及び保管上の注意	
取扱い	技術的対策
安全取扱い注意事項	『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。 局所排気・全体換気:『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行う。
接触回避	熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。—禁煙。
衛生対策	取扱い後はよく手を洗うこと。 使用前に取扱説明書を入手すること。 すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。 この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。 屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。 ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。 皮膚と接触しないこと。 眼に入れないこと。 『10. 安定性及び反応性』を参照。
保管	安全な保管条件
	技術的対策:消防法の規制に従う。 保管条件:容器を密閉して暗所にて保存すること。 熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から離して保管すること。—禁煙。
安全な容器包装材料	情報なし
8. ばく露防止及び保護措置	
管理濃度	m-キシレン 50ppm
許容濃度 日本産衛学会(2001年度版)	50ppm
ACGIH(1992年版)	TWA 100ppm/150ppm
設備対策	この物質を貯蔵しないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。 ばく露を防止するため、装置の密閉化又は防爆タイプの局所排気装置を設置すること。
保護具	呼吸用保護具
	適切な呼吸器保護具を着用すること。
	手の保護具
	適切な保護手袋を着用すること。
	眼の保護具
	適切な眼の保護具を着用すること。
	皮膚及び身体の保護具
	適切な保護衣を着用すること。
9. 物理的及び化学的性質	
物理的状態	
形状・色	無色から淡色液体
臭い	溶剤臭
融点・凝固点	データなし m-キシレン:-47°C

分解性 急速分解性あり(BODによる分解度:100%)

生体蓄積性 生物蓄積性が低いと推定

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合には委託して処理する。

汚染容器及び包装

関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。廃棄する場合は、内容物を完全に除去した後に、都道府県知事などの許可を受けた専門の産業廃棄物処理業者に廃棄を依託する。

14. 輸送上の注意

該当の有無は製品によっても異なる場合がある。法規に則った試験の情報と、分類実施中の12項の環境影響情報とに、基づく修正の必要がある。

国際規制

国連番号 UN1866

国連品名 RESIN SOLUTION flammable (樹脂液)

国連危険有害性クラス 3

容器等級 III

国内規制 海上規制情報

船舶安全法の規定に従う。

航空規制情報 航空法の規定に従う。

陸上規制情報 消防法の規定に従う。

特別安全対策

輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。

重量物を上積みしない。

15. 適用法令

法規制情報は作成年月日時点に基づいて記載されております。事業場において記載するに当たっては、最新情報を確認してください。

労働安全衛生法

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9) 7-2、2-8

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法57条1、施行令第18条)号) 136、70

有機溶剤中毒予防規則： 第2種指定化学物質

化学物質排出把握管理促進法(P R T R法) 第1種指定化学物質

毒物及び劇物取締法 非該当

消防法 危険物第4類 第2石油類 非水溶性 危険等級III

大気汚染防止法 有害大気汚染物質

航空法 引火性液体

船舶安全法 引火性液体

港則法 引火性液体類

道路法 車両の通行の制限

16. その他の情報

参考文献

各データ毎に記載した。